

旭市・鉾子市・匝瑳市で ごみ処理の広域化を検討

旭市では、国のガイドラインや県のごみ処理広域化計画により、鉾子市および匝瑳市と連携して、ごみ処理の広域化（共同化）を東総地区広域市町村圏事務組合内で検討しています。施設整備を含め広域化については、皆さんのご理解を得ながら進めていきます。



新しい施設の概要は？

今回、新しく建設を予定しているごみ処理施設は、ダイオキシンの発生を低く抑えることができるよう1日24時間稼働する連続炉で、焼却処理能力は日量210トンです。

なお、焼却炉の種類については、今後決定します。

なぜ新しい施設が必要なの？

現在、3市にあるごみ処理施設は耐用年数の15年を経過し老朽化が進むなど、建て替え時期を迎えています。このことから、新しいごみ処理施設が必要となっています。

なぜ広域化なの？

交付金が受けられます

施設の詳細は決まっていますが、建設費は160億円程度を見込んでいます。このように施設建設には多大な費用を要しますが、3市とも非常に財政状況が厳しく、国からの交付金（補助金）がなければ施設を建設することが困難です。しかし、

広域化を図ることで数十億円の交付金を受けることができます。（交付金の要件）

- ・人口5万人以上の地域
- ・国、県の計画（旭市、鉾子市、匝瑳市3市によるごみの広域処理）に合っていること

・ごみの焼却処理を行う施設は、熱回収率※が10%以上あること

※ごみ焼却による余熱を発電、公共施設の冷暖房、給湯、温水プールなどに幅広く利用すること

ダイオキシンの削減

広域化を進める理由の一つがダイオキシンの削減です。ダイオキシンは、焼却炉の運転開始時や停止時に多く発生するため、点検時以外は24時間運転が可能で一定規模以上の処理能力を有する連続炉の設置が望ましいとされています。そのため、小規模な市町村の施設は、集約していく必要があります。

ダイオキシンとは

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンおよびポリ塩化ジベンゾフランの総称です。炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような工程で、意図せずに生成される物質です。

既存施設の状況

項 目	旭 市	銚 子 市	匝 瑳 市
建 設 年 度	平成4年8月	昭和61年9月	昭和59年3月
経 過 年 数	14年	21年	24年
処 理 能 力	95トン／日	165トン／日	80トン／日
稼 働 時 間	16時間／日	24時間／日	16時間／日
ダイオキシン 規 制 値	1 m ³ 当たり5 ナノグラム以下		

生ごみや家畜のふん尿等の有機物を分解し堆肥化する「有機

バイオマス施設は造らないの？

今回計画している施設の規模は、排出されるごみの量が現在よりも減ることを前提に計画されています。引き続き家庭でのコンポスト等によるごみの減量を推進していきます。

ごみを減らせば施設は必要ないのでは？

性廃棄物リサイクル推進施設（バイオマス）」ですが、現在稼働している施設の多くは家畜のふん尿を主な原料としており、一般廃棄物である生ごみや食品の残りがすの処理としては実験的なもので、大規模な施設はまだまだ少ないのが現状です。課題も多く、現段階での実用化は難しいと考えます。

健康への影響は？

大気汚染防止法等の法律や各種の基準を守ることで、健康面の影響は回避できるものと考えています。例えばダイオキシンの排出基準と比較すると、旭市の今の施設は1 m³当たり5 ナノグラム（1 ナノグラム＝10 億分の1 グラム）ですが、新しい施設は0.1 ナノグラムとなり、非常に厳しい規制の下での稼働が義務付けられます。臭気や排水、騒音、振動等についても、生活環境に悪影響を及ぼすことのないよう、運転管理に万全を期します。

また、県の環境アセスメント条例に基づき、周辺環境に与える影響を調査することで、環境保全に配慮した施設を目指します。

風評被害はだいじょうぶ？

新しい施設は、現在の施設より厳しい環境基準に適合するよう設計、運転、管理されるので、今より環境の改善が図られます。また、県内の新しい焼却施設周辺において、農産物の価格に影響が出たとか、いわゆる風評被害が出たとかの情報はありません。排煙の測定データ等、情報を積極的に公表するなど、風評被害の防止に努めます。

周辺環境への影響は？

ごみ焼却場のような施設の建設や、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施するときには、県条例に基づき環境アセスメント（環境影響評価）を行わなければなりません。環境アセスメントは、その事業を実施することで発生する環境への影響について、あらかじめ調査、予測および評価を行い、その結果に基づいて事業内容をより環境に配慮したものにしていく制度です。これにより、環境への影響を最小限にします。

環境アセスメント

今回の場合、事業者である東

あさひクリーンセンター



総地区広域市町村圏事務組合が、専門の業者に委託して実施することになります。期間はおおむね3年を要し、1年目は、事業概要書、方法書（どのような内容・手法で調査・評価を行うかをまとめたもの）を作成します。2年目は、四季を通じての現況調査、3年目は、新施設が稼働した場合の影響について、予測・評価し、それを準備書として取りまとめるとともに、住民や知事の見解等を踏まえ、評価書を作成します。

手続きの各段階では、県の環境影響評価委員会（大学の教授など学識経験者で組織）で審議が行われ、環境へ影響を与える

と思われる事項が指摘されます。事業者は指摘を受けた事項を再度検討・調査・予測し、指摘された事項を充たすよう設計変更や規模の縮小等を行います。この指摘事項を改善できなければ、事業着工に入れません。

また、施設建設後も事後調査を行い、予測が正しかったかどうかを検証します。

へ問い合わせ先

ごみ処理の広域化は

東総地区広域市町村圏事務組合

☎ 62-33305

ごみ処理は

市役所環境課

☎ 62-15328